



山梨労働局発表
平成 27 年 6 月 4 日

担	山梨労働局労働基準部監督課
	監督課長 上条 訓之
当	主任監察監督官 篠原 敦
	電話 055-225-2853

定期監督等を実施した約 70%の事業場で法令違反

～平成 26 年における監督指導の実施状況について～

山梨労働局（局長 能坂正徳）では、平成 26 年において山梨労働局内の 3 労働基準監督署（*1）が実施した定期監督等（*2）の実施結果を以下のとおりとりまとめましたので発表します。

- 平成 26 年 1 月から 12 月までの間に、山梨労働局管内 3 労働基準監督署で計 1,440 事業場に定期監督等を実施し、労働基準関係法令等に係る何らかの違反が認められた事業は、1,012 事業場、違反率は 70.3%であった。
業種別の違反率は、「清掃業」が最も高く 100%であった。次いで「保健衛生業」の 88.2%、「商業」の 86.0%、「運輸交通業」の 85.7%となっている。
監督件数では、建設業が 795 件で最も多く、そのうち 480 件（60.4%）で法令違反が認められ、以下、製造業が 328 件（法令違反が認められたもの 263 件（80.2%））、商業が 157 件（同 135 件（86.0%））となっている（*3）。
- 法令違反の内訳は、労働基準法違反については、労働時間の 257 件（17.8%）、労働条件の明示の 205 件（14.5%）、割増賃金の 189 件（13.1%）となっている。労働安全衛生法違反については、安全衛生基準（安衛法 20 条～25 条）が 435 件（30.2%）、安全衛生管理体制が 158 件（7.2%）となっている（*4）。
業種別の法令違反の内訳としては、建設業では安全衛生基準に関するものが最も多く 293 件であった。製造業では労働時間、商業では労働条件明示に関するものが最も多く、それぞれ 132 件、57 件であった。
- 山梨労働局では、時間外・休日労働に関する協定届の適正な締結・届出、適切な割増賃金の支払、雇入れ時の労働条件通知書の書面交付等法定労働条件の履行確保を図るとともに、また、機械や設備の安全対策を徹底し、労働災害防止を図るために、引き続き積極的な監督指導等を実施して行っていくこととしている。

*1 管内 3 労働基準監督署とは、甲府、都留、諏訪の 3 労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいう。このほかに、労働者からの賃金未払等の申告に基づきその権利救済を目的に実施するもの（申告監督）などがある。

*3 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

*4 比率は監督事業場数に対するもの。

1 監督指導の実施状況

- (1) 平成 22 年度以降に、山梨労働局管内 3 労働基準監督署（甲府署、都留署、
 鵜沢署）が法定労働条件の履行確保を目的として実施した定期監督等の実施
 状況は表 1 のとおりである。平成 26 年の定期監督実施件数は、1,440 件で
 あり、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法等）に係る法令違反
 が認められた事業場は、1,012 事業場、違反率は 70.3%であった。

表 1 何らかの法令違反が認められた事業場の割合

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
監督事業場数	1,532	1,694	1,483	1,521	1,440
違反事業場数	949	913	915	988	1,012
違反率 (%)	61.9	53.9	61.7	65.0	70.3

- (2) 業種別の実施状況は表 2 のとおりである。違反率を業種別でみると、
 「清掃業」が最も高く 100%であった。次いで「保健衛生業」の 88.2%、
 「商業」の 86.0%、「運輸交通業」の 85.7%となっている。また、製造業
 の定期監督等の実施件数は 328 件で、そのうち 263 件（80.2%）で何らか
 の法令違反が認められた。同じく、建設業は 795 件で、そのうち 480 件
 （60.4%）で、商業は 157 件で、そのうち 135 件（86.0%）で法令違反が
 認められた。

表 2 主な業種別違反率

業 種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率 (%)
製造業	328	263	80.2%
建設業	795	480	60.4%
運輸交通業	42	36	85.7%
商業	157	135	86.0%
保健衛生業	17	15	88.2%
接客娯楽業	31	25	80.6%
清掃業	12	12	100.0%
その他	58	46	79.3%
合計	1,440	1,012	70.3%

2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表3のとおりである。法令違反が認められた事項のうち、労働基準法違反のうち、最も多かったのは、労働時間の257件(17.8%)、次に労働条件の明示の205件(14.2%)であった。労働安全衛生法違反のうち、安全衛生基準(安衛法20条～25条)が435件(30.2%)、安全衛生管理体制が158件(11.0%)であった。

表3 主な法令違反の状況

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
総件数	205	257	189	123	137	158	435	82	133
違反率(%)	14.2%	17.8%	13.1%	8.5%	9.5%	11.0%	30.2%	5.7%	9.2%

* 一の事業場において複数の違反が認められる場合があることから違反率の合計は100%とはならない。

(2) 業種別の法令違反の状況は表4のとおりである。建設業では安全衛生基準(安衛法20条～25条)に関する法令違反は293件になる等、安全衛生上の問題点が多い結果であった。

また、製造業では、労働時間132件、労働条件の明示91件、安全衛生基準118件など労働条件・安全衛生双方の問題点が見られた。

さらに、商業では労働時間52件、労働条件の明示57件など、運輸交通業では労働時間27件、労働条件の明示19件など労働条件上の問題点が多い結果となった。

表4 業種別の法令違反の状況(単位:件)

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
製造業	91	132	87	51	44	82	118	49	53
建設業	6	8	10	4	7	26	293	16	8
運輸交通業	19	27	13	6	19	5	0	6	17
商業	57	52	40	44	35	25	10	6	30
保健衛生業	5	5	7	1	8	1	1	1	3
その他	27	33	32	17	24	19	13	4	22

3 今後の監督指導等の取組

山梨労働局では、過重労働の解消を最重要課題として監督指導の実施などに取り組むほか、長時間労働を前提とした働き方の見直しを図る「働き方改革」を推進することとする。

また、労働条件の書面明示や安全措置の徹底など、労働基準関係法令に定めるルールの周知啓発や履行確保、そして労働災害発生防止にも、引き続き力を

入れて取り組んでいくこととする。

さらに、労働基準関係法令に係る重大・悪質な事案については、送検を含め、厳正に対処することとする。

【参考】主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を 書面交付により明示していない（パート労働者のみにしか明示していない）。
労働時間 (労基法 32・40 条)	・労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1週40時間又は1日8時間）を超えて労働させている。
割増賃金 (労基法 37 条)	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・固定残業手当を支払っているが、それを越えた残業時間の時間外労働が認められている。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	・安全管理者又は衛生管理者を選任していない。 ・衛生委員会を毎月1回以上審議していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	・プレス機械に有効な安全装置を設けていない。 ・機械の原動機、回転軸に覆い等を設けていない。 ・（階段等に）墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・回転する刃物に巻き込まれる作業において手袋を使用させている。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	・動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。 ・深夜業に従事する労働者に対し年2回の健康診断を実施していない。